

生活校区の範囲



- この地区の (////) で囲まれた部分を、「生活校区」とします。
- 「生活校区」とは子どもたちが保護者の許可・同伴なしでも行動できる範囲です。
- 範囲の外にある北部公民館・中央公民館・ムーブ21については、5・6年生にかぎり子どもたちだけで行ってもよい。
- 淀川側は堤防の手前まで。